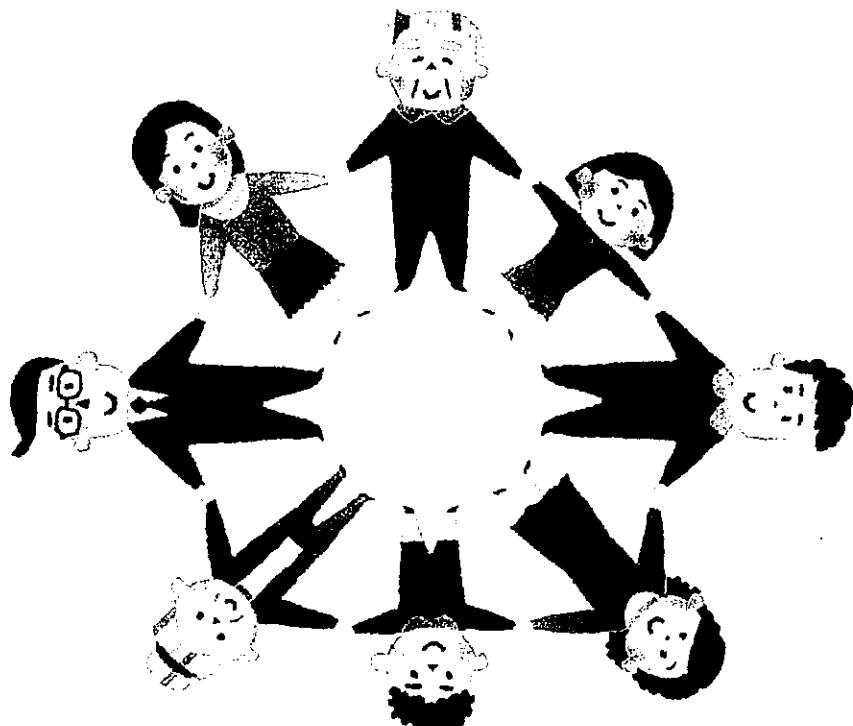


素案

# 第3期 黒松内町地域福祉計画

平成27年度～31年度



平成27年2月  
黒松内町





# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	3
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	3
2. 地域福祉とは .....	4
3. 計画の対象者 .....	5
4. 計画の担い手 .....	5
5. 計画の位置づけ .....	6
(1) 計画の法的根拠 .....	6
(2) 関連する計画との関係 .....	6
6. 計画の期間 .....	7
第2章 地域福祉を取り巻く環境 .....	8
1. 黒松内町の現状 .....	8
(1) 総人口の推移 .....	8
(2) 世帯の推移 .....	9
(3) 少子化の状況 .....	10
(4) 障がい者の状況 .....	11
2. 地域福祉を支える活動 .....	12
(1) 黒松内町社会福祉協議会 .....	12
(2) 町内会 .....	12
(3) 民生委員・児童委員 .....	12
(4) ボランティア .....	12
(5) NPO 法人（特定非営利活動法人） .....	12
(6) 福祉関連サービス事業者 .....	13
3. 現状と課題 .....	14
(1) 高齢者人口の増加 .....	14
(2) 地域における協力関係づくり .....	14
(3) 地域で安心して生活できる安全な地域づくり .....	14
(4) 地域福祉を担う人材の確保・育成 .....	15
(5) ボランティア活動の活発化 .....	15
(6) 交流や活動、相談・情報提供の拠点づくり .....	15
(7) 社会福祉協議会の充実 .....	15
(8) 福祉ニーズ※の発見 .....	16
(9) 地域福祉の活動を支える体制の充実 .....	16
第3章 計画の基本的な考え方 .....	17
1. 基本理念 .....	17
2. 基本目標 .....	17
3. 施策の体系 .....	18
第4章 施策の展開 .....	19
1. 福祉サービスの担い手育成 .....	19
重点1 福祉意識・福祉教育の充実 .....	19

重点2 ボランティア活動の育成・支援 .....	21
重点3 地域の交流促進 .....	22
2. 福祉サービスの充実 .....	24
重点1 情報提供体制の整備 .....	24
重点2 気軽に相談できる体制の整備 .....	26
重点3 行政と関係機関・団体間の連携強化 .....	28
重点4 サービス主体・人材の育成 .....	29
重点5 きめ細かな生活支援活動の実施 .....	30
3. 安心して暮らせる環境づくり .....	32
重点1 福祉活動拠点の整備 .....	32
重点2 移動・移送手段の整備 .....	33
重点3 緊急時・災害時に備えた体制の整備 .....	34
第5章 計画の推進に向けて .....	36
1. 計画推進の役割分担 .....	36
2. 計画の推進体制 .....	37
(1) 社会福祉協議会 .....	37
(2) 行政機関 .....	37
3. 計画の点検・評価 .....	37

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化、核家族化の進行、それに伴うライフスタイルの変化、多様化するニーズ等によって、かつての家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民のお互いの社会的つながりも希薄化するなど、地域社会は徐々に変化しつつあります。

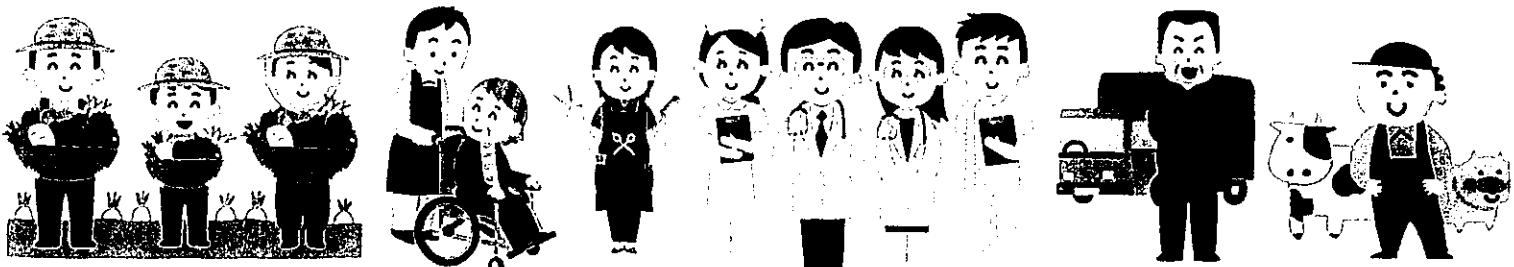
地域における生活課題は、民間の福祉事業所や行政などが提供する福祉サービスにより対応していますが、増加とともに複雑化する生活課題に対して、そのような福祉サービスだけでは対応に限界があります。

このように、地域で支援や手助けを必要としている人たちに対して、地域住民一人ひとりが積極的に手をさしのべることにより、生活課題が解決できることがあります。また、いち早く生活課題に気づいてあげることにより、問題がおきる前に解決することもあります。

こうした社会環境のなか、様々な諸課題を解決し、誰もが地域の中で幸せを実感し、ともに支え合い、助け合い、住み良さが実感できる地域社会を実現するためには、住民、地域、行政がお互いに連携を図りながら、協働して地域福祉の推進に取り組んでいくことが重要です。

「第3期黒松内町地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉活動（地域福祉）」ができる仕組みをつくるための計画です。

また、住民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大切にし、地域の持てる力を発揮し、生かしながら、ともに助け合い、お互いを認め合いながら支え合う地域づくりを目指すための計画です。

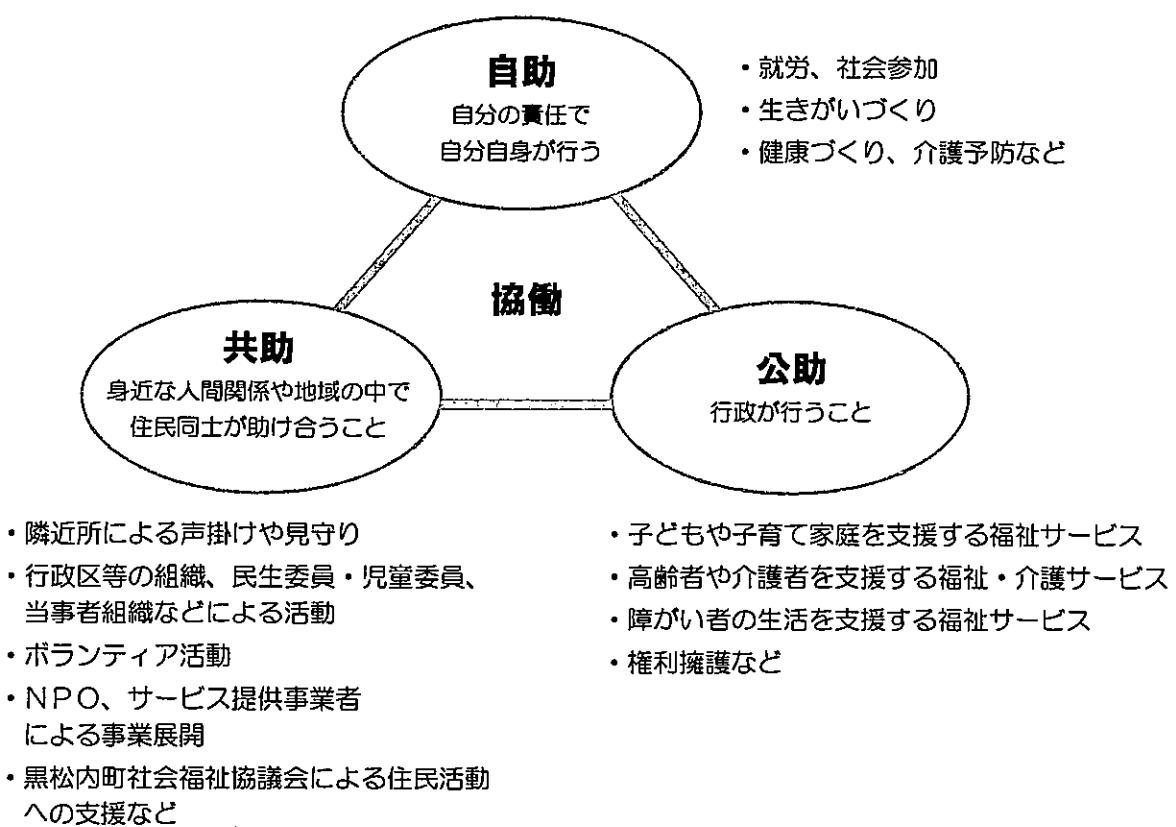


## 2. 地域福祉とは

私たちが住む地域には、「一人暮らしで話し相手のいないお年寄り」や「障がい者」、「子育てや家族の介護で悩んでいる方」など、何らかの手助けや支援を必要としている方々も多く住んでいます。また、人と人とのつながりが希薄になる中で、対人的な不安やストレスを感じたり、社会的に孤立するといった問題も生じています。

「地域福祉」（福祉のまちづくり）とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題を、「高齢者」や「障がい者」、「子ども」といった「対象者」ごとではなく、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、地域に住む人が互いに思いやりをもって、公的な福祉サービスを利用しながら、ともに支え合い助け合うことで、自立した生活を送るということです。

このため、多様な担い手がそれぞれの特性を活かした役割分担の下に、生活課題の解決に向けて努力していくことが重要であり、自助「自分の責任で自分自身が行う」、共助「身近な人間関係や地域の中で住民同士が助け合うこと」、公助「行政が行うこと」が適切に連携し、地域全体で支え合い、助け合うまちづくりを進めることができます。



### 3. 計画の対象者

本計画の対象者は、限られた社会的弱者のみではなく、黒松内町に住むすべての住民となります。

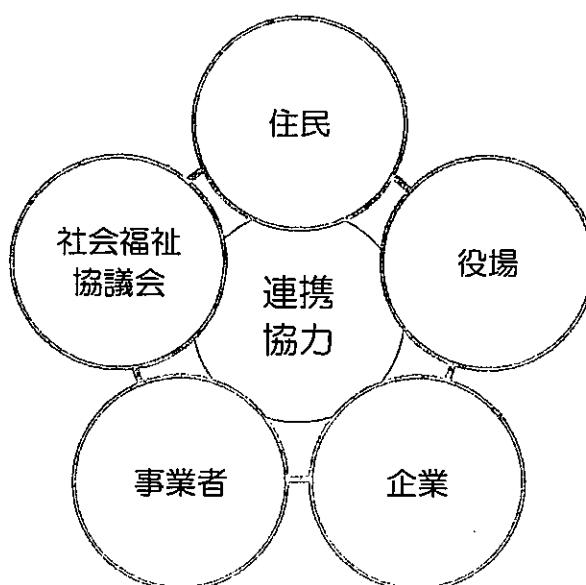
その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその方のご家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。



### 4. 計画の担い手

本計画の担い手、すなわち地域福祉の担い手は、対象者と同じく、地域住民すべてとなりますが、次のような各組織を中心としてとらえることが考えられます。

例として、行政区・町内会、住民団体、ボランティア団体、NPO 法人、といった住民主体の活動団体があげられます。また、行政と社会福祉協議会はもちろんのこと、民生委員・児童委員、社会福祉の事業者、企業なども重要な担い手となるため、関係団体相互の協力をしていく必要があります。



## 5. 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行動計画であり、同法第107条に規定された「市町村福祉計画」です。

※社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）（抜粋）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (2) 関連する計画との関係

#### ① 第3次黒松内町総合計画との関係

この計画は、町のすべての施策の基本的な方向性を示す最上位計画である「第3次町総合計画」（シンボルテーマ＝自然にやさしく・人にやすらぎの田舎　みんなで歩むブナ北限の里づくり）を基調としています。

また、総合計画の5つの分野別計画の方向の1つ「人にやさしいまちづくり」を実現するため、優先的に取り組む計画や重点的な施策を展開していきます。

#### ② 保健福祉分野における個別計画との関係

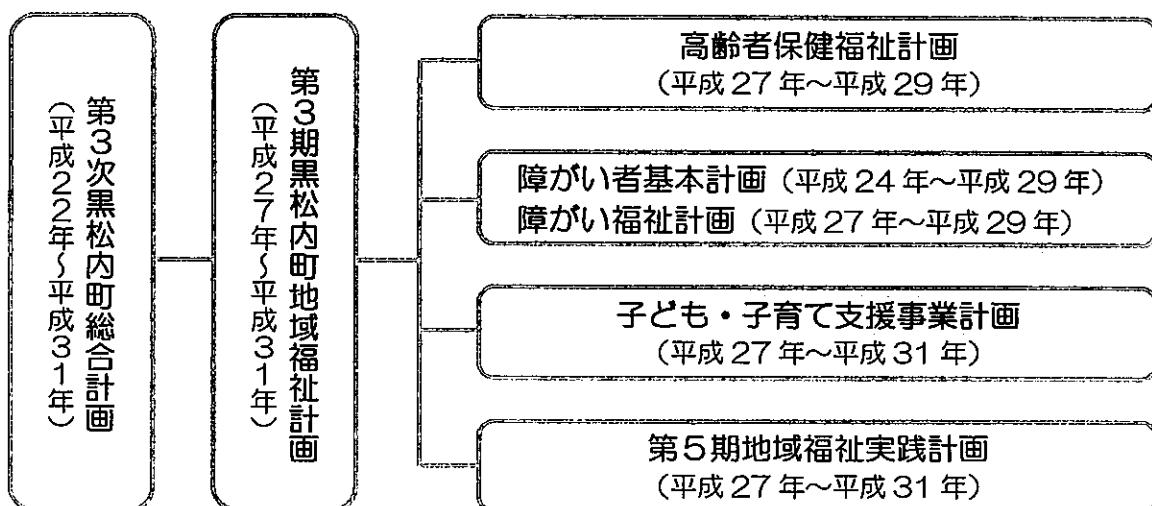
この計画は、対象者ごとに定めた保健福祉分野の「黒松内町障がい者基本計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」及び「高齢者保健福祉計画」と社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、地域における社会福祉の推進に係る施策について、対象者にとらわれることなく、これらすべての計画を横断的にとらえて取り扱うものとします。

### ③ 地域福祉実践計画（黒松内町社会福祉協議会策定）との関係

黒松内町社会福祉協議会が策定する「第5期地域福祉実践計画」は、地域住民や福祉団体等が地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画です。

地域福祉を総合的かつ計画的に推進する「地域福祉計画」と連携・整合性を図り、重点目標や基本目標において、具体的な取組みを行っていきます。

#### ■ 地域福祉計画と関連計画との関係



## 6. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。



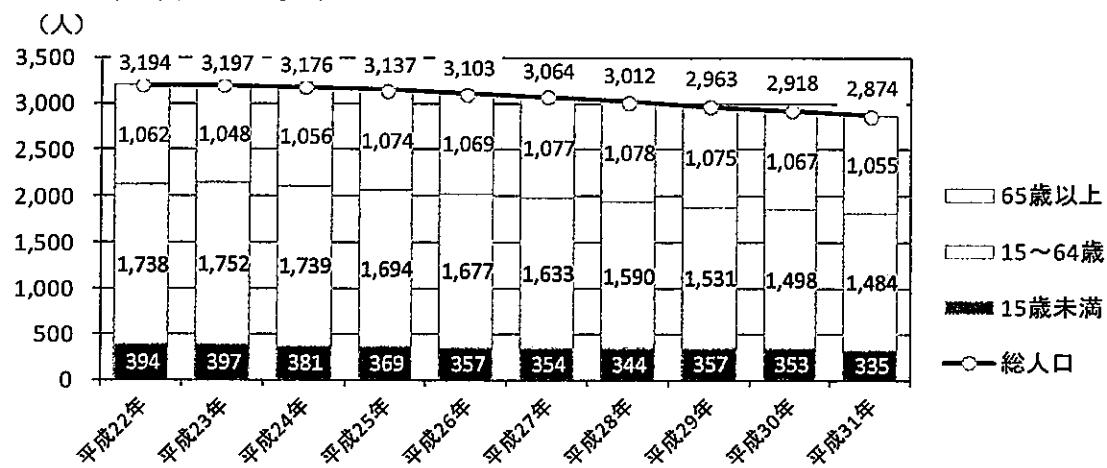
## 第2章 地域福祉を取り巻く環境

### 1. 黒松内町の現状

#### (1) 総人口の推移

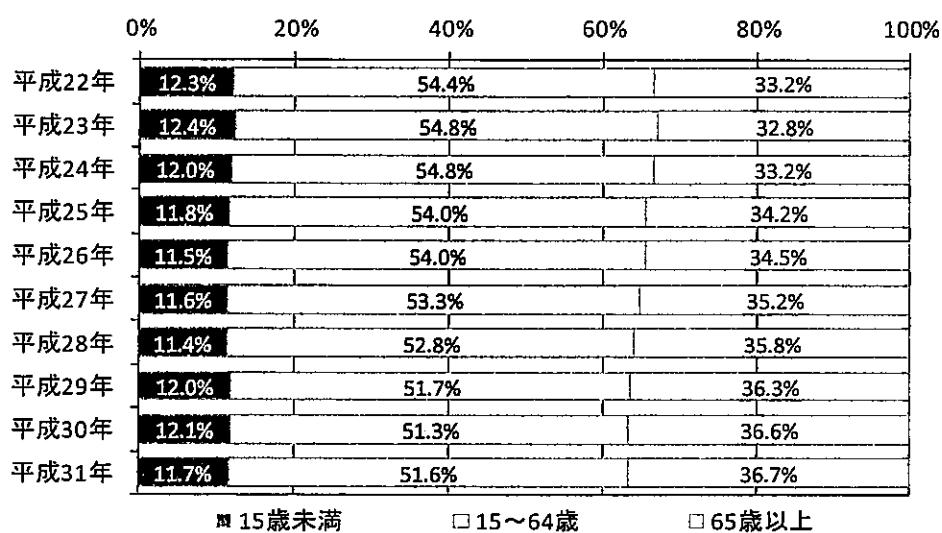
本町の総人口は、平成22年から平成26年の5年間で91人減少しており、人口推計によると今後も減少傾向にあると予測されています。65歳以上の高齢者人口は、平成28年の1,078人をピークに減少に転じる見込みですが、総人口に占める高齢者人口の割合は今後も高くなっていくと見込まれます。

■ 総人口の推移（年齢3区分別）



資料／平成22～26年：住民基本台帳（各年9月末現在）  
平成27年以降：コーポート法による人口推計

■年齢3区分別人口割合の推移



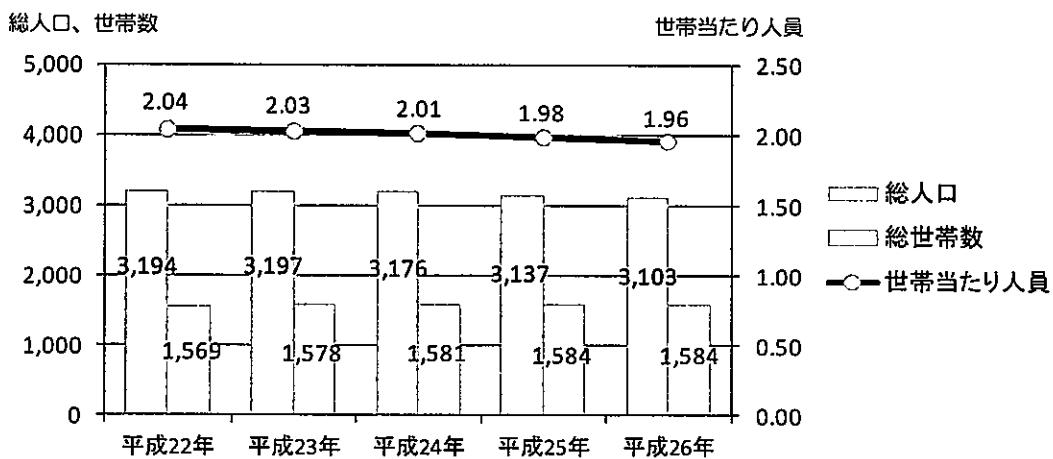
資料／平成22～26年：住民基本台帳（各年9月末現在）  
平成27年以降：コーポート法による人口推計

## (2) 世帯の推移

本町の世帯数は緩やかに増加していますが、世帯当たり人員は年々減少傾向にあり、平成26年には世帯当たり1.96人となっています。

高齢者のいる世帯は総世帯数の約5割で推移しており、2世帯のうち1世帯は高齢者世帯とまっています。また、4世帯のうちほぼ1世帯は高齢者単独世帯の状況です。

### ■世帯数の推移



資料／住民基本台帳（各年9月末現在）

### ■高齢者のいる世帯の状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総世帯数	1,569	1,578	1,581	1,584	1,584
平均世帯人員	2.04	2.03	2.01	1.98	1.96
高齢者単独世帯	382世帯	372世帯	367世帯	385世帯	383世帯
	24.3%	23.6%	23.2%	24.3%	24.2%
高齢者夫婦世帯	213世帯	211世帯	218世帯	217世帯	217世帯
	13.6%	13.4%	13.8%	13.7%	13.7%
高齢者同居世帯	186世帯	182世帯	180世帯	179世帯	180世帯
	11.9%	11.5%	11.4%	11.3%	11.4%
高齢者のいる世帯数合計	781世帯	765世帯	765世帯	781世帯	780世帯
	49.8%	48.5%	48.4%	49.3%	49.2%

資料／住民基本台帳（各年9月末現在）

### (3) 少子化の状況

本町の出生数は年によって変動がみられますが、出生率\*でみると、全国よりもおおむね低い状況となっています。

合計特殊出生率\*\*は、平成20年以降で全国よりも高い状況で推移しています。

#### ■出生の状況

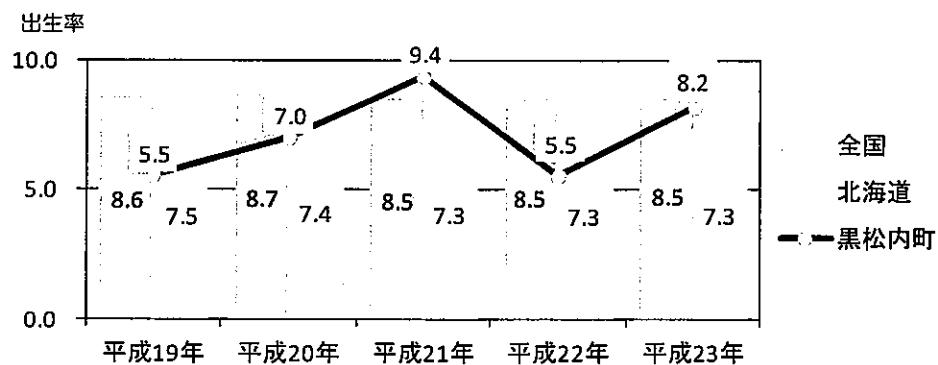
	出生数 (人)	出生率*			合計特殊出生率**		
		黒松内町	黒松内町	北海道	全国	黒松内町	北海道
平成19年	18	5.5	7.5	8.6	0.94	1.19	1.34
平成20年	23	7.0	7.4	8.7	1.49	1.20	1.37
平成21年	30	9.4	7.3	8.5	1.53	1.19	1.37
平成22年	18	5.5	7.3	8.5	1.58	1.26	1.39
平成23年	27	8.2	7.3	8.5	1.67	1.25	1.39

資料：出生率／後志地域保健情報年報  
合計特殊出生率／人口動態統計

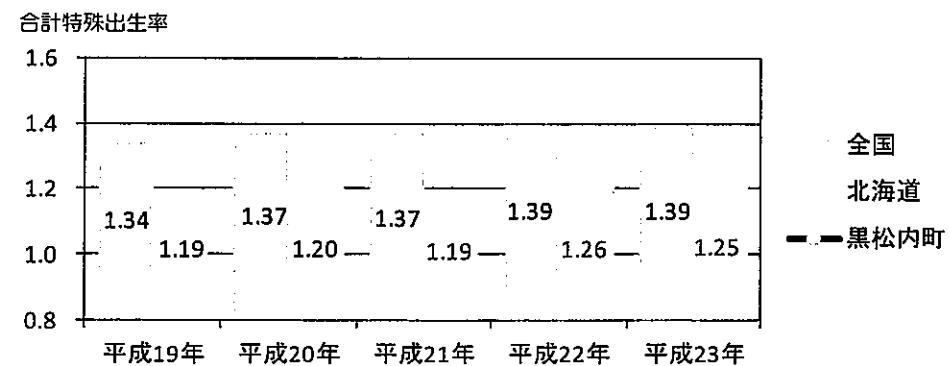
\*出生率：人口千人当たりの出生数

\*\*合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数

#### ■出生率の推移



#### ■合計特殊出生率の推移



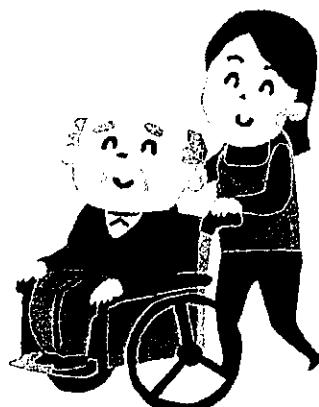
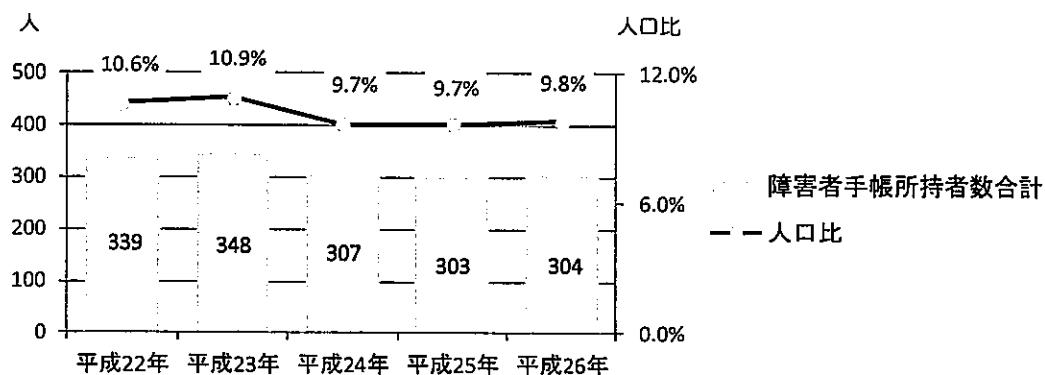
## (4) 障がい者の状況

障害者手帳所持者の推移は、合計では平成23年の348人から平成24年に307人に減少し、その後横ばいに推移して平成26年には304人となっています。障害者手帳所持者数の総人口に占める割合は、10%前後で推移しています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	3,194	3,197	3,176	3,137	3,103
身体障害者手帳所持者	269人 8.4%	275人 8.6%	239人 7.5%	237人 7.6%	238人 7.7%
知的障害者手帳所持者	53人 1.7%	54人 1.7%	47人 1.5%	48人 1.5%	48人 1.5%
精神障害者保健福祉手帳所持者	17人 0.5%	19人 0.6%	21人 0.7%	18人 0.6%	18人 0.6%
障害者手帳所持者合計	339人 10.6%	348人 10.9%	307人 9.7%	303人 9.7%	304人 9.8%

資料／黒松内町保健福祉課

### ■障害者手帳所持者合計の推移



## 2. 地域福祉を支える活動

### (1) 黒松内町社会福祉協議会

---

黒松内町社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉を推進する団体です。主に、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行うとともに、生活支援サービス、権利擁護の支援、ボランティア活動のとりまとめなどの様々な活動を行っています。これらの活動を積み重ねながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに取り組んでいます。

### (2) 町内会

---

本町では、平成 26 年 12 月現在、43 の町内会が活動しています。町内会は会員相互が助け合い、協力し合って、明るく住みよいまちづくりのために、広報、社会福祉、環境美化、防犯・自主防災、文化・レクリエーション活動など幅広い役割を担い、より豊かな地域づくりに自主的に取り組んでいます。

### (3) 民生委員・児童委員

---

本町では、平成 26 年度は 18 名の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員・児童委員の活動は、身近な地域の中で困っている方や援助を必要とする方々の相談を行い、支援することです。その対象は、高齢者や障がいのある人から児童に関する問題まで幅広く、地域と行政機関のパイプ役として活動しています。

### (4) ボランティア

---

本町では、黒松内町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが中心となって、町内でのボランティア活動を行っています。

平成 26 年度の登録ボランティア団体数は 3 団体となっており、福祉施設での奉仕活動やイベント協力などを行っています。

### (5) NPO 法人（特定非営利活動法人）

---

「NPO」とは「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。非営利の活動だけではなく、収益を目的とする営利事業を行うことも認められており、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てられています。

平成 26 年 12 月現在、町内では「特定非営利活動法人 桑の木リハビリ工房」および「特定非営利活動法人 ひまわり」が障がい者の就労に関わる支援を中心に活動を行っています。

## (6) 福祉関連サービス事業者

法人名	事業所名	提供サービス
<b>高齢者福祉サービス</b>		
社会福祉法人 黒松内つくし園	黒松内つくし園ホームヘルパーステーション	訪問介護
	黒松内町デイ・サービスセンター	通所介護
	黒松内つくし園居宅介護支援事業所	居宅介護支援
	緑ヶ丘ハイツ	特別養護老人ホーム、短期入所
	介護老人保健施設湯の里・黒松内	介護老人保健施設
	緑ヶ丘老人ホーム	養護老人ホーム
	認知症対応型共同生活介護 縁	認知症対応型共同生活介護
株式会社 北海道勤労者 在宅医療福祉協会	勤医協くろまつない訪問看護ステーション	訪問看護、居宅療養管理指導
	勤医協くろまつない デイサービス ぬまっころ	通所介護
	勤医協黒松内居宅介護支援事業所	居宅介護支援
<b>障がい福祉サービス</b>		
社会福祉法人 黒松内つくし園	黒松内つくし園 ホームヘルパーステーション	居宅介護、重度訪問介護
	後志リハビリセンター	施設入所支援、生活介護、短期入所
	しりべし学園	施設入所支援、生活介護、短期入所
	しりべし学園成人寮	施設入所支援、生活介護、短期入所
	いすみホーム	共同生活援助 (グループホーム)
	しりべしワークセンター セオス	就労継続支援 (B型)
	黒松内つくし園 特定相談支援事業所	計画相談支援
株式会社 北海道勤労者 在宅医療福祉協会	勤医協くろまつない ヘルパーステーション すまいる	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
特定非営利活動法人 ひまわり	ひまわり黒松内B-1	就労継続支援 (B型)
<b>児童福祉サービス</b>		
社会福祉法人 黒松内つくし園	認定こども園黒松内保育園	教育・保育、子育て支援事業
	児童養護施設 黒松内つくし園	子育て短期支援事業

### 3. 現状と課題

#### (1) 高齢者人口の増加

本町の人口は減少を続けており、人口構成をみると、15歳未満の年少人口だけでなく、15～64歳の生産年齢人口も減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、平成31年には総人口の36.7%が高齢者になると予測されています。

また、総人口が減少しているのに対し、世帯数は緩やかに増加し世帯人員は減少していることから、核家族化の進行がうかがえます。さらに高齢者のいる世帯は総世帯数の約5割になっています。

また、自分自身の健康や家族の健康を不安に思う人も多く、健康の維持増進に向けた取り組みを充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していくよう、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

#### (2) 地域における協力関係づくり

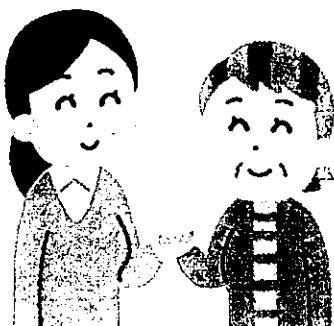
本町でも核家族化や少子高齢化、共働きの増加など、近所付き合いや地域とのつながりが希薄になっております。一人暮らしの高齢者や障がい者に対する見守りや声かけなど、日常的な近所付き合いが地域内での孤立を防ぐこととなり、安心して生活を送るため大切と考えます。若い世代の地域参加や世代間交流ができる仕組みづくりが必要となります。

転居者も含めて、自治会や地域活動に参加しやすい体制づくりを検討し、参加促進と活動の活性化を図る必要があります。

#### (3) 地域で安心して生活できる安全な地域づくり

東日本大震災などにより防災・危機管理に関する関心は一層高くなっています。地域福祉の観点では、災害時における避難行動要支援者（避難が困難な人）への対応が重要となっています。

一方、日常生活においては、いつでも安心して受けられる医療体制の充実や高齢者の交通手段の確保、生活環境の整備・保全、バリアフリー化などの推進が必要とされています。



## (4) 地域福祉を担う人材の確保・育成

---

地域における活動（老人クラブ、サロン、サークル活動、防災訓練など）や行事への参加者が減少、固定化されてきている現状があり、今後、さらに参加者の確保が難しくなっていくことが予想されます。地域において横の繋がりの強化などに取り組むことで、徐々に参加者を増やしていくことが重要です。

地域福祉に対する住民の関心を高めるとともに、学校や社会教育における福祉教育の推進、地域のリーダー的な人材育成が課題となっています。

## (5) ボランティア活動の活発化

---

従来からのボランティア活動はそれなりの成果を生みだしつつありますが、更なる普及のためには、新たなボランティアサービスと担い手の開拓が焦点となります。個人的な生活場面での活動への支援にボランティアが関わるようになれば、活動量は一気に増えていきます。

そのためには、ボランティア活動を始めようとする人たちへの研修の機会の提供や、介護保険サービスの制度改正による、新しい介護予防・生活支援サービスにボランティアを積極的に活用するなど、ボランティアの育成と活動の場づくりが急務となります。

学齢期の子どもなど青少年層の育成も重要であり、学校における福祉学習や、障がい者や高齢者等との交流体験などを通じて、次世代を担う子どもの豊かな情操を養うなど、青少年層のボランティアを育成することも必要です。

## (6) 交流や活動、相談・情報提供の拠点づくり

---

地域住民が身近な場所に集い、交流・活動・情報交換できる場の充実や身近な所での相談窓口の設置、福祉に関する情報提供・案内の充実などが求められます。

情報提供する際には、まだカタカナや専門用語が多く使われている場合があるため、分かりやすい表現、親しみやすい言葉づかいを心がける必要があります。

## (7) 社会福祉協議会の充実

---

社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉活動を積極的に進めるとともに、福祉サービスの向上のため、様々な活動の展開を図っています。地域福祉活動の中核的な役割を果たすことが期待されているため、町としても地域福祉の推進という共通の目標の下に、社会福祉協議会と相互に連携・協働していく関係にあることから、社会福祉協議会への支援を行うことが引き続き求められています。

## (8) 福祉ニーズ※の発見

地域には、高齢者、障がい者、子ども、いろいろな世代や境遇の人がともに生活しており、多種多様なニーズがあります。福祉ニーズは、ちょっとした生活の困りごとから、孤立や虐待など深刻なものまで様々ですが、人に知られたくないといった心理や人に迷惑を掛けたくないといった考え方から、問題を抱えていても素直に「助けて！」と言えない人もいます。

また、近年ではプライバシー保護が重要視される風潮にあり、個人に立ち入る形でのニーズ把握は難しい状況にあります。

このように、表に現れにくい福祉ニーズを発見していくため、地域における近所力や世話焼きさん、民生委員・児童委員などの力によってニーズを発見、把握していくことが大切です。

## (9) 地域福祉の活動を支える体制の充実

地域福祉の考え方では、地域住民個人個人や地域における支え合いによって日常的な生活課題などの解決を目指しますが、それでも解決できない問題も存在します。こうした個人や地域では解決できない課題に対しては行政等による支援が必要であり、公的支援や環境整備を行っていくことが求められています。

高齢者、障がい者、児童などを対象とした各種福祉サービスの質や提供体制の充実、気軽に相談できる体制の構築などの福祉分野を充実させていくとともに、地域の交通環境やインフラ整備なども含めた町民生活全般の充実に向けて、関係各機関への働きかけを行っていきます。



### ※ニーズ

人間が社会生活を営む上で、必要なものやサービスが欠けている「状態」のこと。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

私たちが目指す地域福祉の将来像は、本町のまちづくり全体の将来像と同じ、「自然にやさしく・人にやすらぎの<sup>まち</sup>みんなで歩むブナ北限の里づくり」です。

第3次町総合計画に掲げられたこの将来像の実現に向けて、住民一人ひとり、関係する機関・団体・グループ、そして行政が一緒になって、自分たちの住んでいるまちを暮らしやすくする取り組み（地域福祉）を進めることは最も重要なことです。

地域がつながることによって、支え合いの輪が広がっていきます。そこから、この計画の基本理念を第2期地域福祉計画から継承し「広げよう支え合い！つなごう地域の力！」とします。

### 基本理念

**広げよう支え合い！つなごう地域の力！**

## 2. 基本目標

3つの基本目標のもと、この黒松内町に住む一人ひとり、関係する機関・団体・グループ・そして行政が「自助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、一緒になって、様々な取り組みをします。

### 基本目標1 地域へ みんな 参加しよう！

黒松内町に住む一人ひとりが、地域のことを知り、どんな生活課題があるのかをみんなで共有できるような取り組みを進めます。さらに、仲間との活動や地域のために役立つ活動を始めようと思ったときに、自発的な活動ができる場づくりを進めます。

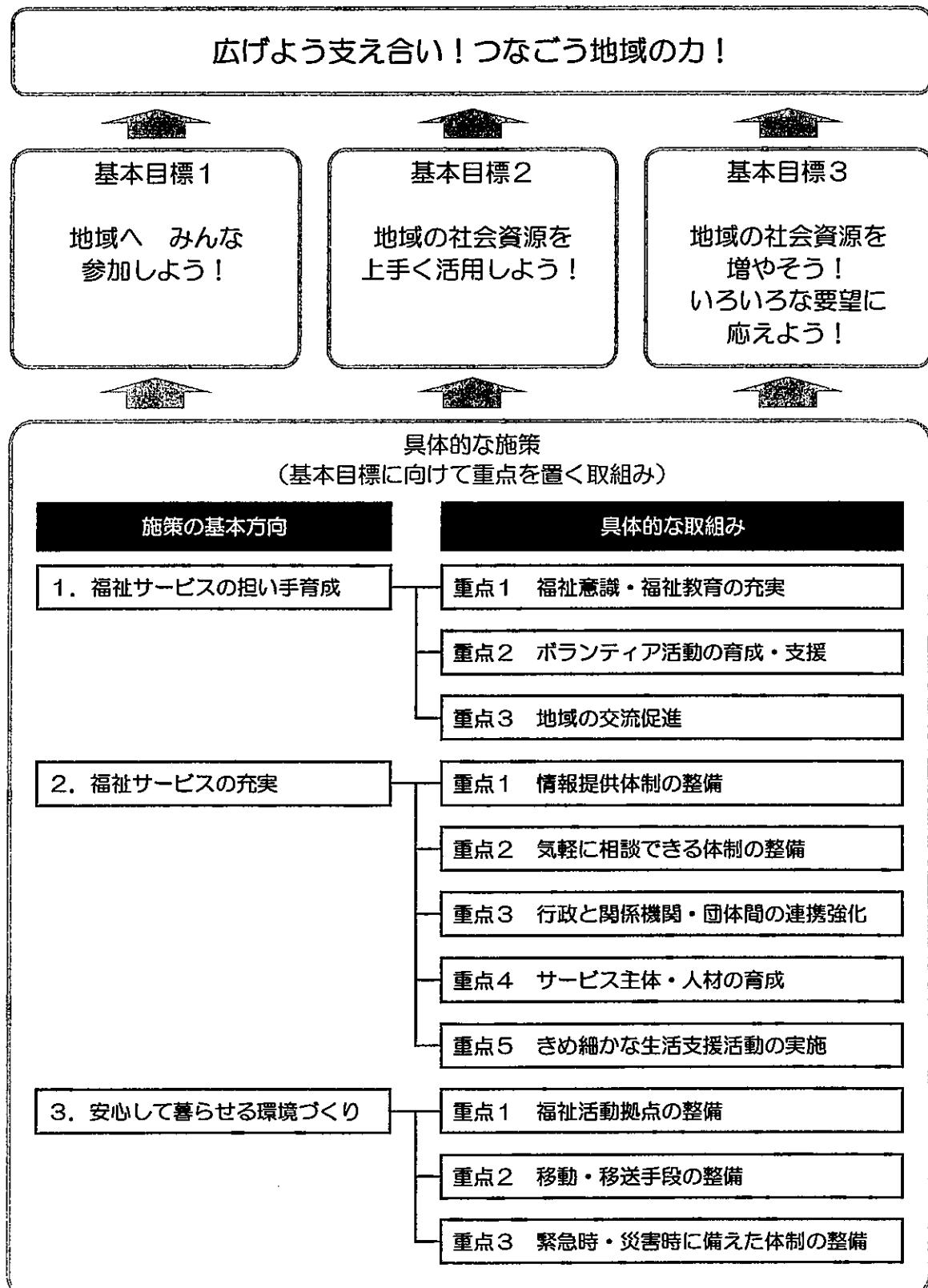
### 基本目標2 地域の社会資源を上手く利用しよう！

自分に必要な社会資源（人材、モノ、支え合い等）分かりやすく教えてくれる、そんな情報提供や相談体制を確保するとともに、孤立、虐待、引きこもり、サービス拒否など、支援を必要としながら、住民の支え合い活動の中に入っていない方、「助けて！」と言えない方をみんなで発見し対応するための環境を創ります。

### 基本目標3 地域の社会資源を増やそう！ いろいろな要望に応えよう！

私たちが抱えているいくつかの悩みや問題にきめ細かく対応してくれる住民の支え合い活動をみんなで創り育てるとともに、いくつかの悩みを同時に解決したり、保健・福祉・医療・教育等の各分野で働いている人にとって活動しやすくなるような、いろいろな組織・人が連携した取り組みを進めます。

### 3. 施策の体系



# 第4章 施策の展開

## 1. 福祉サービスの担い手育成

核家族化や少子高齢化、共働き家庭の増加など、家族の形態が変化し続けており、地域の課題を早期に発見し、情報を共有し課題解決へと結びつける取組みについて、地域包括支援センターにおいて「地域ケア会議」等の開催をしていますが、まだ十分とは言えない状況にあります。

地域福祉の推進のためには、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、地域に暮らすすべての人が地域社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、かつ積極的に参加することが求められています。

このため、あらゆる機会を通じて意識の啓発を行い、地域活動・福祉活動への参加促進を図ります。

### 重点1 福祉意識・福祉教育の充実

#### 現状と課題

多くの人々の「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がい者などの困っている人たちのもの。自分には関係がない。」という意識がまだ多いように思われます。しかしながら、地域福祉の考え方方は「すべての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

近頃は近隣との付き合いや地域への関心も薄れてきている背景もあり、地域に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にし、地域福祉への理解を啓蒙していくことが福祉意識の充実のために大切です。

社会福祉協議会では、ふれあいのまちづくり事業などを通して高齢者や障がい者との交流及び福祉活動に参加する「きっかけ」づくりに努めています。

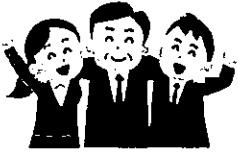
また、学校では児童生徒に対するボランティア活動等の社会体験について、総合的な学習を取り入れられています。地域福祉活動を推進するうえで、地域の一員である子どもたちを含めて考えしていくことは大切であり、子どもたちの地域福祉活動への参加や高齢者の知識・技術を活かした交流の場を図ることなど、その活動の充実や支援をしていく必要があります。

誰もが地域福祉の担い手となるように、子育てや介護などの問題を解決していくことや、町民の差別や偏見をなくしていく「心のバリアフリー※」の更なる普及を図る必要があります。

#### ※心のバリアフリー

高齢者、障害者等が安心に日常生活や社会生活が出来るようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、文化情報面や意識（偏見や先入観）などの心のバリアを取り除くことが大切であるという考え方。

## 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<b>【自 助】</b> 町民に期待すること 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの頃から福祉の心が育つよう、家庭でも福祉について考え、話しあう機会を増やしましょう。</li> <li>・福祉の理念や制度、歴史などに興味を持ち、学校や生涯学習の機会などで継続して学習しましょう。</li> <li>・近所付き合いや助け合いを大切にし、ふれあいのまちづくり事業等地域で開催される行事へ積極的に参加しましょう。</li> </ul>
<b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること 	<p>『地域・団体・事業所』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でいさつ、声かけ運動を展開しましょう。</li> <li>・地域での行事や集会の機会を活用して、地域福祉の意識啓発を進めましょう。</li> <li>・誰もが参加しやすい交流の場を提供するなど、地域福祉活動を推進しましょう。</li> </ul> <p>『社会福祉協議会』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふれあいまつり」「ふれあい運動会」等のふれあいのまちづくり事業、みんなが参加しやすい活動を支援します。</li> <li>・学校における福祉関連活動と連携して、心のバリアフリーを支援します。</li> <li>・各地区ふれあい事業*を推進します。</li> </ul>
<b>【公 助】</b> 町が行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報くろまつない」やホームページ、パンフレット等を活用して、地域福祉に関する情報提供や啓発について分かりやすく、積極的に行います。</li> <li>・町の行事などを通じて町民同士の交流を促進します。</li> <li>・地域の人材、資源の活用による、道徳・心の教育・福祉教育等を充実し、子どものころから継続的な福祉に対する理解と、意識の醸成を図ります。</li> </ul>



### ※各地区ふれあい事業

小地域（旧校下単位など）で行われる「運動会」、「感謝祭」、「三世代交流旅行」等地域の交流事業。

## 重点2 ボランティア活動の育成・支援

### 現状と課題

地域の中で、支援を必要としている人を支えていくためには、ニーズに応じた福祉サービスが適切に提供されることが必要です。福祉サービスを担うのは、地域住民やサービスを提供する行政機関や民間事業者などであり、それぞれが役割を果たすことが大切です。そのためには、活動を担う人材の発掘や育成をしていくことが重要となります。これから団塊の世代（※）の人々が退職後地域に戻って、地域活動に参加できるよう支援していくことは、これまで以上に求められ、かつ、働きかけていく必要があります。

また、民生委員・児童委員を始めとして、地域包括支援センターなどを活用した中で、地域の見守り活動等と連携しながら、福祉ニーズの早期発見と状況の把握を行い、一層の見守り活動の強化が課題となっています。

町内会内の活動者の減少、高齢化、ボランティア活動の減少が進行しています。時代と風土を考慮した、地域に合ったボランティア活動が求められています。

### 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自 助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"><li>困っている人への声かけや必要とする手助けなど、日常生活で身近なボランティア活動を実践しましょう。</li><li>ボランティア活動に関心を持ち、各種ボランティア研修会や講座に参加しましょう。</li><li>ボランティア活動に関心のある人は、社会福祉協議会にボランティア登録を行い、実際に活動していきましょう。</li><li>上手な世話焼きさんと上手な迷惑掛けやさんになります。</li></ul>
<p><b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること</p> 	<p>《地域・団体・事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>町内会活動の拠点となる場所に、ボランティア活動状況を紹介するなど、ボランティア活動の周知に努めましょう。</li><li>豊かな人生経験を持ち、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を持つ人材を発掘し、活動への参加を呼びかけましょう。</li><li>地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人の円滑な橋渡しを行いましょう。</li></ul> <p>《社会福祉協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>有償、無償を問わず、ボランティアプログラムの充実に向けて取組みます。</li><li>ボランティア活動を促進するための啓発や、幅広い年代の人々が気軽に参加できる機会の拡大に努めます。</li></ul>

取組みの主体	取組み内容
<b>【公助】</b> 町が行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動を住民に広く認知してもらうため、ボランティア団体の活動内容や利用方法についての情報を、「広報くろまつない」やホームページ等を活用し、積極的に提供します。</li> <li>・社会福祉協議会と連携して、ボランティアセンターの活動を支援します。</li> <li>・地域福祉の担い手となる人材（世話焼きさん等）の発掘と育成に努めます。</li> </ul>

### 重点3 地域の交流促進

#### 現状と課題

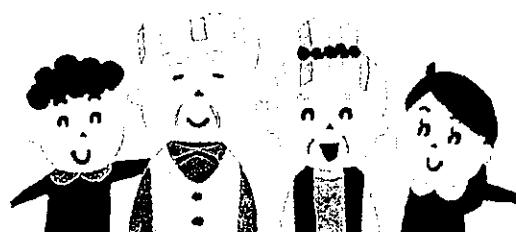
いざというときに頼れるのは“お隣さん”であり、普段からのご近所とのつながりが大切です。自分たちでできることは、自助の原則に基づき、自らの努力で解決を図ることが大ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

本町では、わくわく楽しい運動会や地域福祉大会を開催し、世代間交流や地域における支え合いのネットワークづくりを進めています。また、町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など様々な組織が、それぞれの目的に応じた福祉活動を実施し、地域の交流促進や地域の課題把握を進めています。

今後は高齢化が一層進み、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予想されるため、地域における見守り活動への取組みも非常に重要なになってきます。

このような取組みを一層強化するため、本町は町商工会及びコープさっぽろの二つの団体と地域見守り活動における協定を結び、訪問先の異変に気付いた場合など緊急時に早期対応が行える体制づくりを進めています。

今後は、様々な主体による地域の交流促進を進めていくとともに、世代の違いを超えた多様な交流を深め、相互に理解し合える取り組みを推進していく必要があります。



## 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自 助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「向こう三軒両隣」の精神で、まずは隣近所同士でいさつや声かけをしましょう。</li> <li>・周囲の人も誘って地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加しましょう。</li> <li>・隣近所で声をかけあって、一人暮らしや高齢者のみの世帯、障がい者等で支援が必要な人を見守りましょう。</li> <li>・地域の自治会長や民生委員・児童委員などを把握しておきましょう。</li> <li>・趣味や特技を活かした仲間を通して、交流を深めましょう。</li> </ul>
<p><b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること</p> 	<p>《地域・団体・事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内でどのような活動を行っているか、広く地域住民に情報提供しましょう。</li> <li>・支援を必要とする人の日常の困りごとに対して地域ぐるみで助け合いましょう。</li> <li>・地域における行事や活動において、より多くの地域住民が参加できるよう、内容の見直しや充実に努めましょう。</li> <li>・地域における組織間で定例連絡会議を持つなど、連携に努めましょう。</li> <li>・役員や代表者だけでなく、地域住民に幅広く参加を促すなど、開かれた地域組織の運営に努めましょう。</li> <li>・保育所、小・中学校、地域の企業や福祉施設等と連携して、イベント開催に努めましょう。</li> <li>・支援を要する人と地域住民の交流をすすめ、顔見知りの関係など、つながりができるような地域活動の展開を図りましょう。</li> </ul> <p>《社会福祉協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での見守り活動を推進します。</li> <li>・町内会をはじめとする地域との協力体制づくりを目指します。</li> <li>・地域福祉大会を通じて、支え合いのネットワークづくりを促進します。</li> </ul>
<p><b>【公 助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事等に参加することが、住民同士の相互理解のきっかけとなることを、様々な機会を通じて啓発します。</li> <li>・障がいの有無や年齢などにかかわらず、すべての住民が参加できる行事などの開催を検討します。</li> <li>・高齢者などの憩いの場の整備充実に努めます。</li> <li>・コミュニティが主体となった身近な福祉活動を支援します。</li> </ul>

## 2. 福祉サービスの充実

介護保険制度の改正、子ども・子育て支援制度の導入、障害者総合支援法の施行など、福祉をめぐる法律や制度は近年目まぐるしく変わってきています。また、平成27年度からは経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある人を対象に、その自立支援を行うための施策を整備した「生活困窮者自立支援法」が施行されます。

このような福祉サービスの制度改正における大きな流れは、市町村を実施主体とした福祉サービスの範囲を広げていくものであり、市町村の役割は今後さらに重要になっていきます。

誰もが利用しやすい福祉サービスの提供を図るため、分かりやすいサービスの情報提供、利用しやすいサービスの提供を目指すとともに、より身近な地域での生活需要に対応したサービスの提供のための体制を整備していきます。

### 重点1 情報提供体制の整備

#### 現状と課題

現在、本町では、「高齢者保健福祉計画」、「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などに基づき、様々な福祉サービスを提供しています。

しかし、これらの福祉サービスを必要としている住民に、必要な情報が十分に伝わっていないことも多く、サービスが有効に活用されていないことも考えられます。

このため、高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている人など、福祉サービスを必要とするすべての人が等しく、身近な地域において自由にサービスを選択し、安心してサービスを受けられるよう、情報提供を強化していくことが重要です。

医療保険や介護保険制度、さらに、障がい福祉施策など、福祉サービスをめぐる環境は絶えず変化しており、町では、役場の担当窓口をはじめとして、地域包括支援センター※、子育て支援センター※、保健福祉センター、広報誌、ホームページなどにおいてサービス内容や制度に関する情報提供を行っています。

しかし、高齢者や子育て世代の方々には専門用語や情報量の多さから、サービス内容が分かりにくいという現状があり、当事者の立場を考慮した、わかりやすい情報を発信することがますます必要とされています。

今後もサービス事業者などと連携を図りながら、公共施設の窓口や様々な媒体を活用して、利用者に迅速かつ的確に情報提供できるよう努める必要があります。

#### ※地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。介護予防の拠点として高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護・福祉・医療・虐待防止等必要な支援が継続的に提供されるよう調整を行っている。

#### ※子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や子育てサークルへの支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っている。

## 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自 助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスについての講習会等に積極的に参加しましょう。</li> <li>・自分が欲しい情報を情報提供機関に伝えましょう。</li> <li>・暮らしやすい地域となるよう、自分の得た地域生活で役立つ情報は、他の人にも提供し、必要な情報の共有化を心がけましょう。</li> <li>・「広報くろまつない」、「社協だより」や回覧板等は、必ず目を通す習慣をつけましょう。</li> </ul>
<p><b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること</p> 	<p>«地域・団体・事業所»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭など、情報が入手しづらい人と日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。</li> <li>・地域の中で、誰がどのような場で援助を必要としているか、情報の収集と発信に努めましょう。</li> <li>・目に触れやすい場所へA3 広報（壁広報）を掲示しましょう。</li> </ul> <p>«社会福祉協議会»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスを分かりやすく、具体的にお知らせします。</li> <li>・「知って良かった」情報発信に努めます。</li> <li>・興味を持てるような内容を、身近な言葉で情報を提供します。</li> <li>・商店や施設などの目に触れやすい場所へ情報を掲示します。</li> </ul>
<p><b>【公 助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報くろまつない」、町ホームページ、公共施設の窓口などで発信する情報内容の充実を図ります。</li> <li>・分かりやすい言葉、親しみやすい言葉で、専門用語・カタカナ用語の使用は少なく（使う時は注釈・説明を付けるなど）します。</li> <li>・役場をはじめ、各地域で住民が多く利用する施設に、行政情報を提供できるスペースの確保に努めます。</li> <li>・必要な情報が関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報の保護に努めます。</li> <li>・住民から相談を受ける側の人たちが、何か困りごとがあって相談を受けたいときに、いろいろな分野の相談先を紹介できるよう、各種相談先一覧表を作成します。</li> </ul>

## 重点2 気軽に相談できる体制の整備

### 現状と課題

生活や福祉に関する相談は、高齢者の分野では地域包括支援センター、子育ての分野では子育て支援センター等において相談に対応し、適切な福祉サービスに結びつける支援を行っています。

保健福祉センターでは保健師・社会福祉士・栄養士の資格を持つ職員が、それぞれ専門分野を活かしつつ、互いに連携し、「地域包括支援チーム」として、障がい者、子供からお年寄りまで総合的に相談・支援を行っています。

黒松内町社会福祉協議会では、電話や窓口で相談を受ける体制を整備し、日常生活での様々な困りごとの相談を受け付けている他、地域においては、主に民生委員・児童委員が行政機関とのつなぎ役として相談支援活動を行っています。

しかし、近年では相談ごとも複雑多様化しており、個別の相談窓口では対応が困難な状況にあります。また、地域とのつながりが希薄化している今日では、地域で相談できる相手がないことや、問題を抱えていることを誰にも気付かれてくなど、問題が潜在化していると言われています。

このため、すべての地域で様々な困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制や関係団体とのネットワーク化と連携した相談窓口をつくる必要があります。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの夫婦世帯は年々増加しており、悪質商法や消費者被害など高齢者を狙った事件が増えています。

福祉サービスを必要とする高齢者や障がい者の中には判断能力が十分といえない方も少なくありません。財産の管理や福祉サービスを利用するための契約など、一人では対応が難しくなるため、身の回りのことに対する支援が必要となります。

このような方には、「日常生活自立支援事業※」による支援を実施していますが、認知度が低いのが現状です。また、このような方の権利を擁護するため、「成年後見制度※」の利用をスムーズに行えるような仕組みづくりも必要です。

安心して福祉サービスを利用するためにには、サービス利用者本人の意思が最大限に尊重されることが重要であり、合わせて利用者を保護する仕組みも必要です。

なお、利用する福祉サービスに対する苦情については、社会福祉法の規定において福祉サービスを提供する事業者が自ら苦情相談窓口を設置し、苦情の解決に努めることになっています。

---

#### ※日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行う事業。

#### ※成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、サービスの利用や売買などの契約で不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

## 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自 助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を要する世帯に対して、見守りや声かけ運動を行い、困りごとの早期発見に努めるとともに、民生委員・児童委員や社協、行政へ連絡することを心がけましょう。</li> <li>・いろいろな場や機会を活用し、近所の人たちとコミュニケーションを図り、地域でも相談できる相手をつくりましょう。</li> <li>・自分の地域の民生委員・児童委員を把握して、相談相手として活用しましょう。</li> </ul>
<p><b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること</p> 	<p>『地域・団体・事業所』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会、民生委員・児童委員など気軽に相談できる窓口の周知を図りましょう。</li> <li>・地域で困っている人や、虐待や人権侵害に関する情報を把握し、民生委員・児童委員や社協、行政へ連絡することを心がけましょう。</li> <li>・ひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭など、情報が入手しづらい人と日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えましょう。</li> </ul> <p>『社会福祉協議会』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「困ったら社協へまず聞いてみよう」相談窓口となる社協づくりを進めます。</li> <li>・苦情を大切にし、問題解決に向けて取り組みます。</li> <li>・日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用者への支援を行います。</li> </ul>
<p><b>【公 助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉センター内の地域包括支援チームによる総合相談窓口の周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めます。</li> <li>・子育て支援に関する情報・相談窓口の一元化を推進します。</li> <li>・民生委員・児童委員の周知を図り、地域の住民が気軽に相談できる体制をつくります。</li> <li>・民生委員・児童委員が地域における住民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たせるよう、その活動を支援し、資質の向上を目的とした研修等を開催します。</li> </ul>

## 重点3 行政と関係機関・団体間の連携強化

### 現状と課題

地域が抱える問題を解決し、誰もが暮らしやすいまちをつくっていくため、町民、行政、関係機関、団体、事業者など地域に住む人、地域に関わる人すべての人たちが、それぞれの役割を分担し連携することが必要です。

現在、福祉ネットワークを強化するための取組みとして、地域ケア会議の中で関係機関が集まり地域情報の共有及び福祉マップづくりの取組みを進めています。また、ケアマネジャー、福祉サービス事業者がそれぞれ会議体を持ち、情報共有を図っています。

今後も地域包括支援センターの機能充実や、専門職同士の連携と情報共有を図るとともに、地域の福祉サービスを必要とする人を保健や医療の現場からいち早く発見し、適切に対応するためにも、保健・医療・介護・福祉の人的ネットワークの充実と情報の共有化などを推進していくことが必要です。

### 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<b>【自 助】</b> 町民に期待すること 	<ul style="list-style-type: none"><li>・日頃から相談相手となる地域関係者との人間関係の構築に心がけましょう。</li><li>・困ったときに、どこに相談すればいいかあらかじめ把握しておきましょう。</li></ul>
<b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること 	<p>《地域・団体・事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービス事業者、専門機関は相互に情報交換を積極的に行い、サービスの提供を総合的に調整する体制の強化に努めましょう。</li><li>・個人で解決できない課題を関係機関相互に協力しあい解決するよう努めましょう。</li><li>・地域における民生委員・児童委員との連携を強化しましょう。</li></ul> <p>《社会福祉協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域ぐるみで支え合う福祉ネットワークを強化します。</li><li>・医療、保健、福祉の連携強化に取り組みます。</li></ul>

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【公助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した福祉活動や運営が行われるように社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の活動を支援し、行政との協働による事業展開の推進を充実します。</li> <li>・福祉施設等と連携し、地域に必要なサービスを提供します。</li> <li>・生涯学習で実施する講座や講演会についても、福祉と連携を図るよう努めます。</li> <li>・子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉の各分野において、保健・医療・介護・福祉分野の連携・協力体制を強化し、要支援者に対して適正かつ迅速なサービス提供に努めます。</li> <li>・地域の医療機関などとのより一層の連携の充実に努めます。</li> </ul>

## 重点4 サービス主体・人材の育成

### 現状と課題

福祉サービスは、「自分らしい暮らし」を送るために本人が選択し利用するものです。複数の要因が絡み合っている場合や、本人だけでなく、家族の状況も併せて考える必要がある場合には、一つの分野の福祉サービスだけでなく、いくつかの分野の福祉サービスを組み合わせて利用することが必要です。

福祉サービスだけでなく、医療、保健、住宅、就労などの福祉分野以外のサービス、地域福祉活動による支援、ボランティアによる支援などを組み合わせて利用していくことが必要な場合もあります。

より質の高い福祉サービスを提供するため、専門的知識・技術を有する専門職員の資質の向上を図っていくことが重要です。

サービス利用者が自分に合った質の高い福祉サービスを選択し、安心して利用できるよう、利用制度を支える環境づくりが求められています。

### 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動上必要となる知識・技術について、意欲的に学んでみましょう。</li> <li>・町内で実施されている福祉サービスについて理解を深めましょう。</li> </ul>

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること</p> 	<p>«地域・団体・事業所»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉活動に必要な知識・技術を持つ人材を把握し、活動への参加を呼びかけましょう。</li> <li>・地域福祉の担い手となるリーダーを育成しましょう。</li> <li>・サービスの質の向上、従事者の資質の向上に努めましょう。</li> <li>・利用者の意向を確認しながら、必要に応じて福祉サービス以外のサービスや制度による支援、地域福祉活動による支援、ボランティアによる支援を組み合わせて、支援に取り組みましょう。</li> </ul>
<p><b>【公 助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なサービス提供や相談が行えるよう、国や北海道等が実施する研修等に積極的に参加し、福祉に携わる人材の専門性の向上に努めます。</li> <li>・町職員としての資質向上及び地域活動に対する共通認識の醸成を図り、地域活動への積極的な参加を促します。</li> </ul>

## 重点5 きめ細かな生活支援活動の実施

### 現状と課題

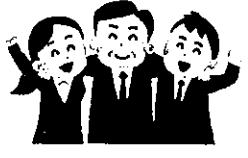
住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は増加しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするために、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行ったうえで、町・社協によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせていくことが大切です。

本町では、紙おむつの無料支給、福祉灯油の助成、給食サービス、除雪サービスなど生活支援を行っています。経済的な支援として、愛情銀行などの生活福祉資金貸付制度を行っています。

今後も住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、既存の福祉サービスを充実させることを始めとして、地域の実情に応じた福祉ニーズに適合した福祉事業に、民間事業者などに参加を促して、幅広い事業者が参入できるような環境づくりの支援が求められます。

## 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<b>【自 助】</b> 町民に期待すること 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町が提供している生活支援サービスの理解に努め、必要なときには積極的に利用しましょう。</li> <li>・ノーマライゼーション※の理念を理解し、障がい者の社会参加を支援しましょう。</li> <li>・地域の高齢者を理解し、互いに支え合いましょう。</li> <li>・地域の子どもたちを見守りましょう。</li> </ul>
<b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること 	<p>《地域・団体・事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自立生活ができるよう、継続的な生活支援体制づくりを進めましょう。</li> </ul> <p>《社会福祉協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の社会資源等の活用による、憩いの場や新たな集いの場を提供します。</li> <li>・既存サービスの充実を図り、支援を拡充します。</li> <li>・きめ細やかな生活支援活動を実施します。</li> <li>・経済的支援としての生活福祉資金貸付制度を行います。</li> <li>・当事者組織※等の結成促進と活動支援の推進を目指します。</li> <li>・同じ趣味や悩みをもつ者同士が集うサロン活動の普及と開発を目指します。</li> </ul>
<b>【公 助】</b> 町が行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた地域で細やかな福祉サービスが利用できるように、地域に密着した在宅福祉サービス提供基盤の整備を図ります。</li> <li>・保健、医療、福祉の連携強化を強めます。</li> <li>・独居高齢者に対する近隣の見守り活動の仕組みづくりを進めていきます。</li> <li>・在宅障がい者の地域生活への支援体制づくりを進めていきます。</li> <li>・地域における子育て家庭への支援体制づくりを進めていきます。</li> <li>・低所得者の生活環境向上を支援します。</li> </ul>

### ※ノーマライゼーション

社会を構成する人々の中に障がい者や高齢者が存在することが普通（ノーマル）の姿であり、これらの人々が人間らしく生活できるような社会こそ正常な（ノーマル）社会である、という考え方。

### ※当事者組織

当事者がその体験に付随する様々な困難に対処することを目的として、当事者同士で支えあっていく組織のこと。老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会育成連合会などの組織。

### 3. 安心して暮らせる環境づくり

誰もが快適な生活を送るために、その基盤となる環境の整備が大切です。

緊急時や災害時における迅速な対応、移動・移送手段の確保など、住民全員が安全・安心を感じ取れる地域づくりを目指します。

#### 重点1 福祉活動拠点の整備

##### 現状と課題

地域福祉にかかわる取り組みを進めるためには、地域の中で住民同士が交流するなど、様々な団体などが福祉活動を行うための拠点が必要です。本町には、福祉活動の拠点として、総合町民センター、保健福祉センター、地域集会所など様々な公共施設があり、相談窓口の開設やサークル活動、学習会など、様々な地域活動を展開しています。

活動の場を確保することは、地域住民が自主的に、かつ、継続的に活動するうえでとても重要なことであり、住民の身近なところへ適切な活動拠点を用意することが必要です。地域に拠点的なものから、誰でも気軽に立ち寄れる場所など、ニーズに応じた様々な性質の場所が求められています。住民相互の交流、住民意識の高揚を図る場としても、積極的に活用できるよう整備することが必要です。

今後も、地域福祉活動や地域住民の交流をさらに促進するためには、身近に誰もが利用しやすい地域福祉活動の拠点を増やすことが求められます。このため、地域における空き家や空き店舗等を有効活用や新たな施設確保により、福祉活動の拠点づくりを推進していくことが重要です。

##### 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<b>【自 助】</b> 町民に期待すること 	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民と集う機会を積極的に持つようにしましょう。</li><li>・福祉センターや地域の集会場などの施設における地域福祉活動などに積極的に参加しましょう。</li><li>・地域内における様々な活動への近隣住民の参加を呼びかけましょう。</li></ul>
<b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること 	<p>《地域・団体・事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の集会所などを、高齢者や障がいのある人、育児中の親などが情報交換や交流を行う集いの場として活用しましょう。</li><li>・身近な公園を、交流や健康づくりに有効活用しましょう。</li></ul>

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【公 助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の福祉活動拠点について、誰もが利用しやすいよう、施設の整備充実に努めます。</li> <li>福祉の拠点となる集いの場の確保に努めます。</li> <li>障がい者の日々の地域活動の場・認知症対応型施設などの施設整備について検討します。</li> <li>ユニバーサルデザイン※の考え方を基に、乳幼児や障がい者、高齢者など、地域住民の誰もが利用しやすい施設の整備を図ります。</li> </ul>

#### ※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言葉など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていくとする考え方。

## 重点2 移動・移送手段の整備

### 現状と課題

高齢者や障がいのある人が安全・快適に移動でき、その生活活動範囲を拡大するためには、円滑に利用できる交通環境の整備とともに、移動手段を確保することが必要です。

町では、お出かけサポート券の交付、福祉バスの運行及び65歳以上の在宅高齢者等に対する移送サービスを実施していますが、その利用を含めて福祉ニーズが増えています。

地域で暮らす人たちが、社会活動や福祉活動、レクリエーションなど、様々な活動に自由に参加できるような、安心して外出できる環境づくりが求められています。

### 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自 助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>お出かけサポート券や福祉バスを積極的に利用しましょう。</li> <li>隣近所において、気軽に移動の手助けを頼めるような人間関係を築きましょう。</li> <li>外出や移動に困難な人がいたら、必要に応じて手助けする心を持って行動しましょう。</li> </ul>

取組みの主体	取組み内容
<b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること 	<p>«地域・団体・事業所»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の高齢者や障がい者に対して、地域の助け合いによる移動の仕組みを検討しましょう。</li> <li>・通院や買い物の付き添いなどのボランティア活動を充実しましょう。</li> </ul>
<b>【公 助】</b> 町が行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の交通手段として、福祉バスの運行を継続するとともに、利用者のニーズを踏まえた運行経路の見直しや一層の運行充実に取り組みます。</li> <li>・地域の高齢者、障がい者の移送ニーズを把握し、移送サービス事業の充実を検討します。</li> <li>・公共施設内のバリアフリー化に取り組みます。</li> </ul>

### 重点3 緊急時・災害時に備えた体制の整備

#### 現状と課題

一般に、高齢者や障がいのある人など、避難行動要支援者※と言われる人々は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、災害時には被害を受けやすい弱い立場にあり、大きな被害を受けることが想定されます。

本町では、地域防災計画において、避難行動要支援者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定め、防災行政無線による速やかな情報提供体制の整備を行っていますが、災害による被害を最小限におさえるためにも、こうした行政主導の避難誘導に加えて、自治会や自主防災組織などを主体とした地域での避難誘導活動が必要不可欠となっています。

災害発生直後に主体になりうるのは地域住民であり、近隣や地域ぐるみでの協力・連携体制を構築し、地域の力で避難行動要支援者を守っていくことが必要です。

また、北海道南西沖地震などの過去における経験から、災害時支援ボランティアの駆けつけについても、その援助・復興支援の効果は大きいものがあります。そのため、災害救援ボランティアを含めた、様々な分野のボランティアの受け入れが、効果的に活動できるよう体制の整備が求められています。

本町は、姉妹市町である愛媛県西予市と災害時相互応援協定を締結し、大規模災害の発生時には、必要物資の提供や被災者の受け入れなど相互に協力・応援しあう体制を整備しています。

#### ※避難行動要支援者

災害時に自分自身を守るために情報収集や自力避難が容易でないなど支援が必要な方。  
 (一人暮らし・寝たきり・認知症の高齢者、障がいがある人、妊婦、乳幼児など)。

## 具体的な取り組み

取組みの主体	取組み内容
<p><b>【自 助】</b> 町民に期待すること</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ “自分の身は自分で、自分の地域は自分たちで守る”という意識を、日頃から持ちましょう。</li> <li>・ 地域で開催する防災訓練に積極的に参加し、各自で家具などの転倒防止や落下防止策などを行うとともに、災害時に備え事前に食糧や水などを備蓄しましょう。</li> <li>・ 近所の避難行動要支援者を把握し、災害時には積極的に誘導や避難支援しましょう。</li> <li>・ 日頃から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。</li> </ul>
<p><b>【共 助】</b> 地域や関係機関が協働すること</p> 	<p>《地域・団体・事業所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ぐるみでの避難訓練の実施に努めましょう。</li> <li>・ 町内会や民生委員・児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な住民の把握に努めるとともに、個人情報の管理を徹底しましょう。</li> <li>・ 災害時に備えて、避難先や地域内の危険箇所等を把握しておきましょう。</li> </ul> <p>《社会福祉協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時を想定して地域の情報を収集し、整理します。</li> <li>・ 町民による避難行動要支援者のためのボランティアを行うための体制をつくります。</li> <li>・ 災害発生時には、各機関と協力して避難行動要支援者の支援を行います。</li> <li>・ 町外から駆けつけるボランティアに対して、受け入れ窓口となる体制づくりを進めます。</li> </ul>
<p><b>【公 助】</b> 町が行うこと</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画に基づき、関係機関との連携を密にし、被災時における支援の実効性を確保します。</li> <li>・ 避難行動要支援者についての情報把握を行います。</li> <li>・ 避難行動要支援者への支援活動ができる人材の確保に努めます。</li> <li>・ 独居高齢者世帯の多い地区で、防災という視点での協力体制づくりを目指します。</li> <li>・ 地域の自主的な交通安全・防災・防犯運動を支援します。</li> </ul>

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 計画推進の役割分担

この計画は、“行政主導型の福祉のまち”から“パートナーシップ型の地域福祉のまち”へ、そして地域福祉の将来像の実現を目指して、住民が行政と協働で取り組むものとなっています。

私たち住民一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域の活動に積極的に参加し、地域で活動している団体、グループ、そして行政がそれぞれの立場で地域福祉の推進に積極的に関わることが求められています。

そこで、計画の推進に当たっては、次のような役割分担で各種団体・グループがそれぞれ、具体的にできることは何かを話し合い、できることから着実に実践していきます。

関係機関・各種団体	役割分担
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の中に盛り込まれた今後の取組みの具体化</li><li>・各種団体活動の支援</li></ul>
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種団体や地域住民と連動した相談・援助活動の推進</li></ul>
町内会（行政区）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民同士のふれあい事業の積極的な展開</li></ul>
福祉サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービスの円滑な提供</li><li>・専門機能を生かした、各種団体や地域住民と連携した活動の推進</li></ul>
各種団体・グループ	<ul style="list-style-type: none"><li>・それぞれができることの整理</li><li>・他の団体と連携した活動の推進</li></ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種団体・グループ活動の支援</li><li>・関係各課の連携等による取組の推進</li></ul>



## 2. 計画の推進体制

### (1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、この計画の根拠となる社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を進めることを使命とし、住民が抱えている様々な生活上の要望を地域全体の要望ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、こころふれあう「福祉のまちづくり」を進める目的とした組織です。

このため、この計画の推進役を担うとともに、「第5期地域福祉実践計画」を着実に実行に移すためにも、住民や各種団体・グループ等の自主的な取組みを支援し、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

### (2) 行政機関

地域福祉の積極的な推進において重要な役割を担うのは、住民や関係団体・グループ等の自主的な取組みですが、その自主性の発揮を様々な形で支援する意味で、町をはじめとする行政機関の地域福祉における推進・調整の役割が重要と考えられます。

また、町が主体となって取組むべき施策・事業については、関係する課の連携が必要なことから、保健福祉課が中心となって、関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、推進します。

## 3. 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、町がその実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。

